

動物用医薬品販売従事登録証再交付申請書

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

動物用医薬品販売従事登録証の再交付を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 登録販売者の氏名
- 2 登録番号及び登録年月日
登録番号 :
登録年月日 :
- 3 申請理由
- 4 参考事項

証 紙 納 付 書

年 月 日

秋 田 県 知 事
(地方公所の長)

納 付 者 住 所
氏 名

納付する使用料若しくは手数料又は入猟税	医薬品販売従事登録証の再交付申請手数料	納付金額	¥ 3, 1 0 0
---------------------	---------------------	------	------------

<申請上の留意点>

動物用医薬品販売従事登録証の再交付申請について

I 販売従事登録証の紛失、破損又は汚したため再交付申請をする場合

1 動物用医薬品販売従事登録証の再交付申請書

- (1) 「3 申請理由」には、紛失したため、破損したため、汚したため、など、理由を記載してください。
- (2) 動物用医薬品販売従事登録証の再交付申請書への添付書類
 - ①破損した登録証が手元にある場合は、本登録証
 - ②動物用医薬品販売従事登録証の再交付申請手数料（秋田県証紙3，100円）
秋田県証紙を証紙納付書に貼付し、提出してください。

2 登録証を紛失し、登録年月日等が分からない時は、家畜保健衛生所へご連絡ください。

なお、再交付を受けた後、紛失した登録証を発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所へ返納してください。

II その他

1 再交付にあたっては、書類審査等を行うため、2週間程度の期間が必要となります。十分な余裕をもって、申請ください。

2 申請書を正式に提出する前に、申請書（案）をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡をいたします。

3 お問い合わせ・申請書類提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp
〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92
TEL 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp
〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5
TEL 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp
〒014-0011 大仙市富士見町6-55
TEL 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

ご不明な点については、住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなくご相談ください。